

# 男鹿市告示第105号

男鹿市保育施設おむつ無償化補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年7月7日

男鹿市長 菅 原 広 二

## 男鹿市保育施設おむつ無償化補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、園児が使用する紙おむつ及びおしり拭きの定額利用（サブスクリプションサービス）（以下「サブスクリプションサービス」という。）を無償とし、保護者の経済的・精神的負担及び保育士の負担を軽減するため、男鹿市保育施設おむつ無償化補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者及び実施方法)

第2条 補助金の対象者は、市内に住所を有し、次に掲げる施設等の0歳児クラスから2歳児クラスに在籍する児童とする。

- (1) 市外の保育施設（以下「市外施設」という。）に在籍する児童
- (2) 市内の民間保育施設（以下「民間施設」という。）に在籍する児童

2 実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市外施設に通う対象児童の保護者に対し、補助金を交付する。
- (2) サブスクリプションサービスを導入した民間施設に対し、補助金を交付する。

3 補助金の交付は、次に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 第1期分 4月から6月まで
- (2) 第2期分 7月から9月まで

(3) 第3期分 10月から12月まで

(4) 第4期分 1月から3月まで

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市外施設に通う対象児童の保護者 児童一人あたり月額2,300円

(2) サブスクリプションサービスを導入した民間施設 実際に要した費用（児童一人当たりの月額単価に利用児童数を乗じた金額）。ただし、児童一人当たりの限度額は、月額2,300円

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、男鹿市保育施設おむつ無償化補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の1又は様式第1号の2。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 第1期分 6月30日まで

(2) 第2期分 9月30日まで

(3) 第3期分 12月28日まで

(4) 第4期分 3月31日まで

2 民間施設は、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 対象施設一覧表（様式第1号付表1）

(2) 補助額計算書（様式第1号付表2）

(3) その他市長が認める書類

(補助金交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、男鹿市保育施設おむつ無償化補助金交付決定通知書（様式第2号）又は男鹿市保育施設おむつ無償化補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する交付の決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、前条第2項の規定による額の確定後、申請者からの請求に基づき、速やかに交付するものとする。

2 前項の請求は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、男鹿市保育施設おむつ無償化補助金請求書（様式第4号の1又は様式第4号の2。）を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第1期分 7月31日まで
- (2) 第2期分 10月31日まで
- (3) 第3期分 1月31日まで
- (4) 第4期分 4月30日まで

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者等」という。）が、次のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

（検査等）

第8条 市長は、補助事業者等に対して、事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年10月1日より施行する。